

平成 25 年 8 月 26 日

海事局船員政策課



問い合わせ先：国土交通省海事局

船員政策課安全衛生室：松澤、井口

TEL：03-5253-8111(45144)、03-5253-8652(直通)

FAX：03-5253-1643

船員労働災害防止優良事業者（1級及び2級）認定について

○船員災害防止の取組を行い、優良な成果を上げている事業者を船員労働災害防止優良事業者として、新たに27社（1級17社、2級10社）を認定しました。

1. 船員労働災害防止優良事業者認定制度

船員の労働災害については、昭和43年度を初年度とする第1次船員災害防止基本計画の実施以降、発生件数、発生率ともに大幅に減少してきたところですが、陸上の労働災害と比較すると依然として高い発生率となっています。

このような状況を踏まえ、毎年9月に船員労働安全衛生月間を実施するなど、船員災害防止対策の推進を図っているところですが、その取組の一環として、平成18年に「船員労働災害防止優良事業者認定制度」を創設し、船員災害防止優良事業者の認定を行っています。

2. 船員労働災害防止優良事業者認定基準

2級は過去3年間、1級は過去5年間、次の要件を全て満たすこと。

- ①船員災害のために引き続き3日以上休業した船員が一定数以下であること。
- ②船員災害による、死亡又は行方不明者がいないこと。
- ③船員法及び船員災害防止活動の促進に関する法律の違反がないこと。

3. 平成25年度の新規認定者

平成25年8月20日開催の船員災害防止モデル事業検討委員会において、審査の上、新規の認定事業者として、別添資料のとおり1級17社（内航9社、旅客船4社、その他4社）、2級10社（外航1社、内航3社、旅客船1社、その他5社）を認定しました。

その結果、現在の認定事業者数は、次のとおりとなりました。

1級73社（外航1社、内航30社、旅客船20社、その他22社）

2級56社（外航1社、内航26社、旅客船12社、その他17社）

なお、優良事業者に認定されると、国土交通省や船員災害防止協会等のホームページで公表し、船員災害防止大会等において認定証を交付するほか、事業所・船舶へのステッカーの掲示や、求人票への記載等により優良事業者である旨をPRすることができます。

詳細はホームページ(<http://www.mlit.go.jp/maritime/unkohroh/unkoh6.htm>)をご覧ください。